



第1章

計画の概要

1 計画の策定趣旨

平成18年（2006年）10月に施行された「自殺対策基本法」により、自殺は個人の問題ではなく社会の問題として認識され、国全体で対策が進められました。その結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少しました。しかし、毎年2万人以上の自殺者が依然として発生しており、さらに、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、自殺の要因となる問題が悪化し、令和2年（2020年）には11年ぶりに自殺者数が増加しました。女性の自殺者数は3年連続で増加し、男性においても令和4年（2022年）には13年ぶりに増加しました。また、小中高生の自殺者数も過去最多の水準になっています。

国では、平成18年（2006年）に「自殺対策基本法」を制定し、平成19年（2007年）にはこの法律に基づき、国の自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。平成24年（2012年）8月にはこの大綱の全体的な見直しが行われ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すことが明示されました。

令和4年（2022年）10月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」では、近年の自殺者数の推移や、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による自殺者数増加等の状況を踏まえ、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性への支援の強化」「地域の自殺対策の取り組み強化」「総合的な自殺対策の更なる推進・強化」を柱に、取り組むべき施策を新たに位置づけています。

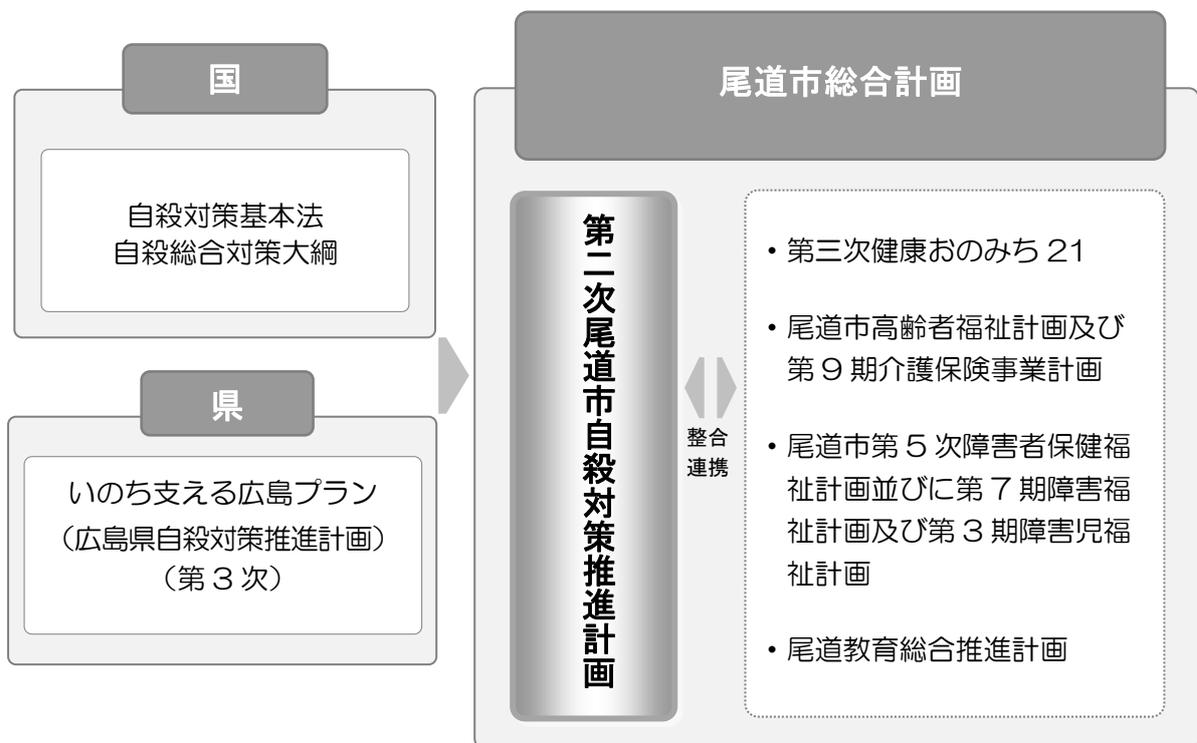
本市では、市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、平成30年（2018年）3月に「みんなで生きるを支える尾道プラン（自殺対策推進計画）」を策定しました。当初の計画期間は、令和4年度（2022年度）までの予定でしたが、第三次健康おのみち21見直し計画の計画期間が1年間延長したことに合わせ、本計画期間も1年間延長しました。

このたび、同計画の計画期間が令和5年度（2023年度）をもって終了することから、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの新しい計画である「みんなで生きるを支える尾道プラン（第二次自殺対策推進計画）」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、平成 28 年（2016 年）に改正された「自殺対策基本法」に基づき、国の定める「自殺総合対策大綱」等の趣旨を踏まえて、同法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また、「広島県自殺対策推進計画（第 3 次）」や本市の最上位計画である「尾道市総合計画」、「第三次健康おのみち 21」、「尾道市高齢者福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画」、「尾道市第 5 次障害者保健福祉計画並びに第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画」、「尾道教育総合推進計画」等との整合性を図りながら策定します。



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間とします。

令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
第二次尾道市自殺対策推進計画					

4 計画の策定体制

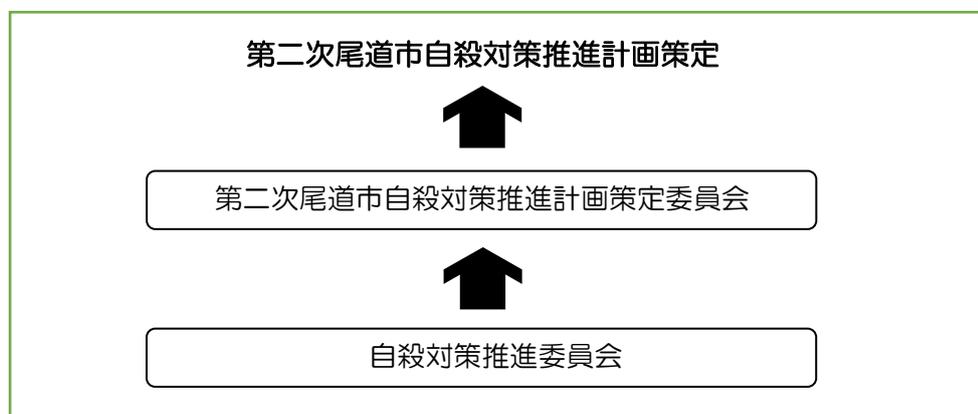
本計画は、「第二次尾道市自殺対策推進計画策定委員会」及び、実施計画案を協議するための実務者会議として「自殺対策推進委員会」を設置して策定しました。

(1) 第二次尾道市自殺対策推進計画策定委員会

学識経験者、医師会関係者、住民自治組織関係者、企業・事業所関係者、弁護士会関係者、行政関係者等から構成する「第二次尾道市自殺対策推進計画策定委員会」を開催し、計画内容の審議を行いました。

(2) 自殺対策推進委員会

自殺対策に社会全体で取り組むため、関係機関や各種団体及び行政関係者等で構成する「自殺対策推進委員会」を開催し、計画案等について検討しました。



(3) アンケート調査の実施

「尾道市自殺対策推進計画」と同時に策定した「第二次健康おのみち 21 見直し計画」「第三次尾道市食育推進計画」の評価を併せて行い、次期計画づくりに向けた基礎資料とするため、「尾道市健康づくり・食育に関するアンケート調査」を実施しました。
(詳細は 16 頁参照)

(4) パブリックコメント

市民から広く意見を聴取するために、パブリックコメントを実施しました。